

資料 2

途上国の環境アセスメントにおける パブリック・コンサルテーション - 開発援助の現場から -

JICA 国際協力専門員
(環境アセスメント)

田中 研一

Tanaka.Kenichi@jica.go.jp

1. はじめに

環境社会配慮は、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）ならびに日本の国際協力銀行（JBIC）¹などの国際金融機関や独立行政法人国際協力機構（JICA）²などの技術協力機関が、開発途上国に対する援助事業を実施する上で、重要な役割を果たすようになってきているが、その適用に当たっては解決すべき課題もある。JICA では、新環境社会配慮ガイドラインが 2004 年 4 月 1 日から施行されているが、このガイドラインでは、環境社会配慮を「大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮すること」と定義している。

開発援助事業における環境社会配慮に関して、環境社会配慮の国際基準として、ガイドラインを整備・運用してきた世界銀行が行っているプロジェクト確定から評価に至るまでのプロセスにおける環境社会配慮と、JICA や JBIC が実施している環境社会配慮とを比較することにより、日本の ODA における環境社会配慮の特性概要を示した上で、事例を基にして、ステークホルダー協議などの方策に関して解説したい。

2. 環境社会配慮の現状

(1) 世界銀行の環境社会配慮

世界銀行は、プロジェクトの確定段階から自前で環境社会配慮支援を開始し、最後まで一貫したテクニカル・アシスタンス（技術支援）および資金協力を円滑に連携させた援助手法を用いている。この連携部分に関しては日本の ODA 事業の場合、JICA による技術協力と JBIC による有償資金協力という二つの組織が、それぞれ任務を分担して各事業を担当していることから、今後より一層円滑な連携を進めてゆくことが課題となっている。世銀ではプレ・フィージビリティ（予備事業実施可能性）³調査を行う段階で、環境社会面に関する重要な項目を抽出するスコーピング⁴という作業を実施する。そして、フィージビリティ（事業実施可能性）調査の早い段階で代替案を作り、環境アセスメント⁵（Environmental Impact Assessment :EIA）を行いながら、緩和策（ミティゲーション）も検討していく。なお、世銀では EIA を EA（Environmental Assessment）と呼んでいる。EA の評価書を準備した後、環境社会配慮面の検討結果に基づいて経済分析に入り、その結果を踏まえて妥当性が検証されれば詳細設計が行われ、ローン・アグリーメントを結ぶためのステップに入る。

1996 年にセクター別環境アセスメント（Sector EA）と地域別環境アセスメント（Regional EA）が正式に取り入れられており、2001 年の環境政策レビュー以来、戦略的環境アセスメント（SEA）の活用が始まっている。このような状況は、それまで世銀が取り組んできた個別プロジェクトへの援助からプログラムに対する資金協力へと形態が変化していることも影響している。

世銀が実施してきたセクター別環境アセスメントと地域別環境アセスメントの事例⁶として、セクター別環境アセスメントでは、インドネシアの水資源セクター構造調整貸付、インドネシアのバリ都市インフラプログラム、エチオピアの道路セクター開発プログラム、タイの電力投資プログラム支援プロジェクトがある。また、地域別環境アセスメントでは、フィリピンの国道改修 APL⁷プロジェクト、アルゼンチンの洪水防御プロジェクトならびにインドの流域管理プロジェクトなどがある。

(2) JICA と JBIC の環境社会配慮

a. JICA の環境社会配慮

JICA による開発調査⁸の実施においては、開発途上国からの技術協力要請に基づき関係機関による案件採択の検討が行われ、採択された場合には先ず事前調査⁹が行われ、その後本格調査がコンサルタントチームにより実施されている。この本格調査には、マスタープラン調査¹⁰とフィージビリティ調査を行う場合や、マスタープラン調査は行わずに直接、フィージビリティ調査を行う場合もある。また、大規模なインフラ案件などの場合には環境社会配慮の観点から、配慮社会配慮予備調査を事前調査の実施以前に行うケースもある。マスタープランの策定作業に際しては通常、初期環境調査¹¹を当該国が行っている場合にはその調査支援を行い、先方の事業実施機関が初期環境調査を的確に実施できるように、本格調査団が計画作りの段階から支援¹²を行う場合もある。フィージビリティ調査については、原則として先方事業実施主体が行う環境アセスメントに対して技術支援 (Technical Assistance) をしていくという立場で協力事業が行われている。

JICA では 1990 年にダム案件に関する環境配慮ガイドラインを導入して以来、鉱工業分野、社会開発分野 (道路、港湾、空港ほか) 農林水産業分野など計 20 セクターについての環境配慮ガイドラインが整備運用されてきた。しかしながら、近年大規模なインフラ案件の開発調査などにおいては、特に社会配慮面の重要性が増してきており、環境配慮から環境社会配慮への見直しが必要となっていた。これらの見直しの経緯と改定内容については、c. 環境社会配慮ガイドラインの改定経緯で概要を述べる。

b. JBIC の環境社会配慮

日本の ODA 事業において、海外経済協力基金(OECF: 現在の国際協力銀行の前身)では 1989 年に「環境配慮のための OECF ガイドライン (初版)」が作成運用され、1995 年からは同第 2 版が導入されてきた。その後、海外経済協力業務を担当する OECF が国際金融等業務を扱う日本輸出入銀行と、2002 年に統合されて JBIC となったことにより、同行は 1999 年に「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」を策定した。さらに、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」が 2002 年 4 月 1 日付けで制定・公表され、2003 年 10 月 1 日より施行されており、現在このガイドラインに基づいて環境社会配慮の審査が行われている。同ガイドラインによれば、環境社会配慮に係る基本方針として、融資等を行うプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう、さまざまな手段を活用し、プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、もって開発途上地域の持続可能な開発に寄与している。

具体的な環境社会配慮確認手続きとして、プロジェクトに関する環境レビューを開始する際に、そのセクター・規模、環境負荷の内容・程度・不確実性、実施予定地および周辺地域の環境社会状況を勘案して、カテゴリーを A, B, C ならびに F I に分類している。環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトは、カテゴリー A に入る。環境への望ましくない影響が、カテゴリー A に比べて小さいと考えられるプロジェクトは、カテゴリー B となる。なお、調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリー C に属するものを除いて、カテゴリー B となっている。環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクトは、カテゴリー C である。な

お、影響を及ぼしやすい特性や、影響を受け易い地域で実施されるプロジェクトに該当するものは除き、同行の支援金額が 10 百万 SDR 相当円以下、通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト（例：人材開発、国際収支支援、既存施設のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得）、特定プロジェクトと関連のない機器等の単体輸出入やリース等、プロジェクトに対する借入人もしくは同行の関与が小さく、環境レビューを行う意義に乏しいと合理的に考えられる案件については、カテゴリー C としている。また、同行の融資等が金融仲介者などに対して行われ、融資の承認後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、同行の融資承諾（あるいはプロジェクト審査）前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つ場合、カテゴリー F I に分類されている。

異議申立手続の制度は、2003 年 5 月 1 日付で「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」及び「環境ガイドライン担当審査役設置要領」が制定、公表され、同年 10 月 1 日から施行されている。

c. JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定経緯

JICA の技術協力事業においては、2004 年 4 月 1 日より新 JICA 環境社会配慮ガイドラインが施行されており、2004 年度に要請された新規の案件から適用している。2002 年 12 月に設置され 2003 年の 9 月まで 19 回にわたり開催された環境社会配慮ガイドライン改定委員会では、大学関係者、NGO、民間団体や関係政府機関の方々 が委員として参加し、活発な議論がおこなわれた。改定委員会は全て公開で行われ、透明性を確保するために委員以外の参加者にも発言の機会が設けられるとともに、全議事録が JICA のホームページ上で公開されてきた。環境配慮強化のためのガイドライン見直しでは、過去の JICA の開発調査の事例の問題点の分析及び他の国際融資機関や援助機関における環境配慮の現況調査などの結果、以下の基本方針で取り組むべきとの提言がなされた。

(1) JICA の環境配慮に対する基本方針を環境配慮ガイドラインの中で明確に示すとともに、開発調査業務に関する情報を含めて、情報公開をホームページなどを通じて推進・強化する。
環境配慮について以下の基本方針を明確にする。 （見直しの基本方針 1）

- 環境アセスメントに係る基本的な考え方（事業実施主体が行う環境アセスメントに対して JICA 本格調査団は支援を実施、住民参加、ミティゲーション¹³の検討等）。
- 戦略的環境評価（SEA）に係る世界の流れを考慮しつつ、計画段階の環境アセスメントを適切に実施する。

開発調査に係る情報公開を強化する。 （見直しの基本方針 2）

環境アセスメントに係る情報を影響住民等に公開する。 （見直しの基本方針 3）

(2) 環境配慮に関する世界的な動向に対応したものにする。

住民移転が必要な場合の対策を強化する。 （見直しの基本方針 4）

IEE/EIA 支援レポートの記載内容を世界的な流れに沿ったものにする。

（見直しの基本方針 5）

開発調査案件採択を含め各段階のチェック体制を整備する。（見直しの基本方針 6）

スコーピング内容が適切なものとなるようにする。 （見直しの基本方針 7）

ミティゲーションに係る事項を明確にするとともに、ミティゲーションの内容が適切なものとなるようにする。 （見直しの基本方針 8）

(3) JICA（担当者、コンサルタントを含む）相手国政府機関、影響を受ける住民等に環境配慮への意識を高める。

対象調査案件の特性に応じて環境配慮団員の配置を強化するとともに、環境配慮に係る現地の人材の活用を現地再委託などにより促進する。 （見直しの基本方針 9）

NGO をも含めた住民参加（Public Participation）について理念を明確にする。

（見直しの基本方針 10）

環境配慮の結果を新たな案件にフィードバックする。 (見直しの基本方針 11)

これらの基本方針を踏まえて策定された JICA 環境社会配慮ガイドラインが、現在運用されている中で、事業実施主体が行う環境社会配慮について、開発調査事業等では JICA が支援を行うことに関しては、技術協力対象国の環境社会配慮に対する考え方や環境アセスメントの審査体制などの違いにより、適切に対応を図ることが求められている。

3. 事例紹介 JICA 開発調査事業における環境社会配慮

次に前述の基本方針に基づいて、改定された JICA 環境社会配慮ガイドラインの理念を取り入れた開発調査事業の実例を紹介し、環境社会配慮上の課題を抽出してみる。なお、環境社会配慮の理念とは次の 3 点に集約される。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠であり、その内部化と制度の枠組みを作ることが環境社会配慮であること、

環境社会配慮を機能させるためには民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要であること、環境社会配慮は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は、説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められること。

事例 1 カンボジア国の国道改修プロジェクトにおける環境社会配慮

a. 環境社会配慮における社会配慮面の強化

このプロジェクトは、ベトナムとの国境からカンボジアの首都プノンペンに至る国道区間の一部改修、拡幅に関する無償資金協力事業¹⁴において、JICA 環境社会配慮ガイドラインの施行以前に採択された案件であるが、カンボジア政府による的確な住民移転計画策定とその実施がプロジェクトの実現上不可欠なところから、環境社会配慮に対する支援が行われてきた。基本設計調査(B/D)¹⁵を開始する条件として、先方の事業実施機関であるカンボジア公共事業道路省と政府内再定住委員会 (IRC) が JICA の事前調査団ならびに本格調査団と協議の上、カンボジア側がシンプル・サーベイを導入・実施し、関係住民 (プロジェクト道路の沿線に居住し、特に移転の可能性のある住民) がプロジェクトに対してどのような意見を持っているかについて、最初の意向把握の作業が実施された。環境社会配慮支援に係わる JICA 現地調査では、シンプル・サーベイの進捗状況の確認、その結果に基づいて次のステップで基本設計調査が実施される場合のプロジェクトによって影響を蒙る人々 (Project Affected Persons : PAPs)¹⁶に関するセンサス・サーベイの方法、ならびにこの PAPs センサス・サーベイの実施状況を外部モニタリングするに当たって、現地 NGO と契約する内容などについて検討が行われた。

IRC ならびに公共事業省道路局が準備を行い、2003 年 11 月に寺院の管主、自動車修理板金の工場主ならびに高床の家屋の居住者など、既存の道路脇で生活を営む人々に対するシンプル・サーベイが実施された。IRC の指示により調査を実施しているグループが、1 枚のパンフレットを用いプロジェクト概要 (Project Description : PD) を説明し、シンプル・サーベイの目的の一つである当該事業に対する賛否の意見の把握を行った。類似例の経験から考えると視察した現場では、PD の説明時間が十分とはいえない側面もあるが、PD については、通常住民の関心事となる将来の交通量予測や交通事故の回避なども含め、理解し易い図表を用いた説明が不可欠となる。なお、このシンプル・サーベイで関係住民に丁寧に PD を説明しておくことは、基本設計調査の際に行われる資産評価調査 (Detailed Measurement Survey:DMS) /PAPs センサス・サーベイにおいて、無用な摩擦や軋轢を最小限に留めることに結びつく。シンプル・サーベイの結果 PAPs の 70% ~ 80% の基本合意が得られたならば、B/D を開始するという対

応は新しい試みとなった。B/D と平行して実施される DMS / PAPs センサス・サーベイの方法および内容については、ADB や世界銀行の類似例も参考にしながら、各ステップごとに IRC ならびに MPWT の関係者と、当該分野の経験を有するコンサルタントの協力を得て協議が行われてきた。

シンプル・サーベイの実施状況に関する外部モニタリングは、環境社会配慮支援のための予備調査を通じて、ADB の類似案件に経験を有するコンサルタントチームが支援業務を担当した。基本設計調査で DMS / PAPs センサス・サーベイの実施に当たっては現地の NGO と外部モニタリングの契約を結んで、進捗状況を把握することが検討された。モニタリング内容については ADB の道路案件で、既に IRC が現地 NGO と実施した例があり参考となる。

b. シンプル・サーベイ支援に関する課題

現在カンボジアでは、道路占有に関する Right of Way (ROW) については、都市以外の地域では 60m 幅（道路の中心線より片側 30 メートル）の規定が明確になっているため、現行規定に基づく ROW 内でのシンプル・サーベイが行われた。しかしながら、都市部については今のところ ROW の明確な規定がないため、国道が通る都市部の線引きを明確に設定した上で、実質的に環境社会影響が及ぶ範囲となるコリドー・オブ・インパクト（Corridor of Impact : COI）をシンプル・サーベイの対象ゾーンとすることが望ましく、カンボジア側関係者と話し合うことが必要であった。

また、カンボジアの NGO フォーラムのメンバーとの懇談を通じ、これまでに JICA 開発調査で環境社会配慮支援を実施した事例として、大規模導水計画における公聴会やシンプル・サーベイについて、現場映像とともに内容を紹介等も行ってきた。リーガル・エイド・オブ・カンボジア（Legal Aid of Cambodia : LAC）という NGO に対しては、米国人法律アドバイザーも支援しており、ADB が実施した道路案件の住民移転ならびに再定住問題に関するコメントなどを ADB に提出していることから、今後も環境社会配慮調査支援の進捗に併せて、NGO との懇談の機会を設けることは有益である。

c. 環境社会配慮の実務

上記プロジェクトの調査実施に当たり、公示した例（環境社会配慮部分:一部省略）を示す。

業務の目的

カンボジア国政府（以下、「カ」国）より要請あった標記計画を実施する場合には、開発調査の結果約 1,800 世帯の住民移転が必要と報告されている。住民移転問題の解決は無償資金協力の基本設計をおこなう前提条件であることから、環境社会配慮支援に関する調査団を派遣し、「カ」国側の道路セクター開発計画における本要請対象区間の位置付けを確認するとともに、先方事業実施主体による住民移転計画策定に関する支援と実施状況のモニタリングをおこなうことを目的とする。

業務の範囲及び内容

（１）業務対象地域

国道 1 号線プノンペン - ネアックルン区間

（２）業務内容

- ア プロジェクトの背景、目的、当該セクターの開発計画（上位計画）の概要と同計画における本プロジェクトの位置付けに関する調査
- イ 住民移転について他のドナーが実施した支援に関する事例調査
- ウ 住民移転対象世帯の現状調査
開発調査時点からの変更の有無について「カ」国側実施機関からの聞き取り調査と現地踏査（目視による開発調査図面との整合性の確認）で確認する。
- エ 公共用地に関する法規の調査

オ 住民移転に関する「カ」国側実施体制（制度、組織、予算、人員、スケジュール等）の調査：住民移転計画の策定が十分なされていない場合は計画策定に関する支援をおこなうとともに、実施状況のモニタリングについては、アジア開発銀行などの援助機関による類似案件に参画し、移転手続きなどに関する現場経験を有する現地 NGO に委託しておこなうこととし、その仕様（内容、調査期間、実施方法など）を調査および協議のうえ作成する。

（３）主要な分野

ア 業務主任 / 環境社会配慮 I（住民移転計画支援）

イ 環境社会配慮 II（移転手続モニタリング）

環境社会配慮支援調査（予備調査）

（調査方針）

1. 国道 1 号線の改修は、閣議決定済み第二次社会・経済開発 5 力年計画（SEDP-2、2001～2005 年）で高い優先度が与えられているが、要請対象区間の具体的な事業認定状況を調査し、「カ」国側の本プロジェクトに関する位置付けを確認する。

2. わが国の援助事業における環境社会配慮のあり方に関する議論の最新動向にも留意しつつ、「カ」国の住民移転スキーム、他ドナーの事例などを調査したうえで、以下について対応する。

（１）本プロジェクトにおける手続き上の問題の有無を確認し、必要に応じ住民移転計画策定に関する支援をおこなう。

（２）今後無償資金協力（基本設計調査および本体）を実施するために必要と考えられる下記的前提条件について、先方関係機関と協議を行い、合意を図る。

（a）基本設計調査実施の前提条件は、NGO も参画する住民説明会が全ての対象地域で実施されること、約 1800 世帯の移転対象住民から移転に関する基本合意書を取得すること（この段階において、全世帯数の何割から取得することが適切かについては先方と協議のうえ決定する。なお、この時点で補償金額に関する合意を求めることを条件とするものではない。）および 移転地の確保が必要な場合は、移転先の確定その地権者から受け入れに関する基本合意書を取得すること。

（b）本体もしくは詳細設計の前提条件は、移転対象全世帯について補償額の合意が得られることおよび 移転地の確保が必要な場合は移転先の地権者と土地収用額に関する合意書が得られていること。

（３）「カ」国側の住民移転手続き実施状況については、アジア開発銀行などの援助機関による類似案件に参画し、移転手続きなどに関する現場経験を有する現地 NGO に委託し、継続したモニタリングをおこなう。

（調査内容）

1. プロジェクトの背景、目的、第二次社会・経済開発 5 力年計画を確認するとともに、当該道路改修プロジェクトの事業認定状況（年間事業計画、予算措置など）を確認し、無償資金協力としての必要性、緊急性および妥当性を確認する。

2. 他ドナーによる住民移転の事例を調査し、必要な手続き、問題点、現地 NGO に対するモニタリング契約の内容、期間、実施状況などを確認する。

3. 住民移転対象世帯につき、開発調査時点からの変更の有無について「カ」国側実施機関からの聞き取り調査と現地踏査（目視による開発調査図面との整合性の確認を目的とする）で確認する。

4. 公共用地に関する法規のうち、国道に関する箇所（センターラインから各 30 メートルは Right of Way（道路用地）とするなど）と土地所有権関連法規を調査し、法的な問題点を整理する。

5. 住民移転に関する「カ」国側実施体制（制度、組織、予算、人員、スケジュール等）を調査し、以下について対応する。

- (1) 住民移転計画の策定が十分なされていない場合は「カ」国側現行手続きに基づき本プロジェクトに関する支援をおこなう。
- (2) 環境社会配慮支援調査、基本設計調査、本体の各段階において必要となる「カ」国側の対応と次段階に進むための条件（住民側と合意すべき内容および達成と判断する合意割合）を十分説明・協議する。
- (3) 現地 NGO に委託しておこなう実施状況のモニタリングについては、その仕様（内容、調査期間、実施方法など）および契約書（案）を調査および協議のうえ作成する。

事例 2 インドネシア地域総合水資源開発

日本の戦後賠償の対象国は、サンフランシスコ条約で決められたビルマ（現ミャンマー）、南ベトナム、インドネシア、フィリピンの4カ国であったが、特に当時インドネシアは親日派のスカルノ政権という事情もあり、ブランタス河流域開発や都市交通などのインフラ整備に力点が置かれてきた経緯がある。ブランタス流域に投入された日本の援助は約700億円を超え、40年前から比較すると稲作の生産は8割以上増加し、電力供給拠点となったほか洪水防止により年間135億円の被害を防いでいるとの試算がある。スラバヤ市の上水道供給や、クルド火山の防災事業も継続的に行われている。なお、近年この地域では急傾斜地を含めて大規模な耕地化が進んだことから、貯水池近辺の土砂流入によるダム堆砂や河床が上がることで、洪水危険性が増加するなど課題も生まれているため、2003年にはJICAブランタス河流域水資源管理強化調査の予備調査団が派遣されている。

開発途上国での支援事業に関わる人々（外部者）は途上国という現場において、住民参加を促進しながら協力を行うことは当然といえる。しかしながら、これまでに実際に途上国でのインフラ案件の環境アセスメント支援の中で行ってきた住民の意向把握の試みにおいては、現地の大学の社会調査研究チームに委託して調査を行っても、なかなか理論どおりには意向把握が進まない場合も少なくない。住民参加を踏まえた計画策定における環境社会配慮については、これからも試行錯誤を繰り返しながら、カウンターパート支援を行ってゆくことになる。

民主社会の中では、開発プロジェクトを立案・実施するに際してはまず、関係住民との話し合いを的確に行い、合意形成を醸成するために事業実施主体がプロジェクトの必要性や正当性を明確に説明できることが重要である。我が国の大規模公共事業を巡る議論においても、近年ようやくこの説明責任に関心が向きつつある。インドネシアにおいても、環境管理局(BAPEDAL)の環境アセスメント制度(AMDAL)に従った、現地ステークホルダー¹⁷協議による合意形成のプロセスが今後はますます重要となってくる。ブランタス河流域水資源管理強化計画が今後進められて行く場合には、環境社会配慮の理念に基づき、新規事業の必要性や妥当性の議論を含め環境社会配慮のあり方について、事業実施主体や地域住民ならびに環境 NGOなども参加するステークホルダー協議において、議論を尽くすことが必須となる。

4. 環境社会配慮支援の充実を図るために

前述のごとく、JICAは19回にわたる環境社会配慮ガイドライン改定委員会を開催し、その提言を受けて、本件フォローアップ委員会での議論やパブリックコメントを反映した形で、JICA環境社会配慮ガイドラインを2004年3月に完成させ、同年4月から施行している。この改定委員会では、大規模な開発調査案件のマスタープラン、フィージビリティ・スタディおよびJBICとの連携実施設計調査（連携D/D）¹⁸などの段階における環境社会配慮のあり方が、主要な議論の項目となった。無償資金協力事業においても住民移転を伴うような環境社会配慮を必要とするプロジェクトについては、調査段階での環境社会配慮の導入が不可欠となっている。なお、JBICとの連携D/Dにおいては環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づき、通常の案件と同様の環境審査手続きを行った案件であって、円借款を供与するこ

とが適切であると JBIC により判断されたものを対象としている。したがって、JICA は JBIC との協議を踏まえて、エンジニアリング分野のみの実施設計調査を行うことを基本としている。

これまで、大規模な住民移転を伴う類似の案件に従事してきて得た教訓のうち最も大きなものは、事業実施主体が関係住民にプロジェクト内容や住民移転の概要説明をする際に、現地の社会科学研究者チームが参画して、公聴会などで述べられる関係住民からの意見を十分に分析することが重要ということである。事業実施主体が、計画している事業の説明会を開催する際に、もし恣意的に集めた関係住民のみで行うことになった場合、住民意向の把握に関する結果が、プロジェクトに賛同し移転に同意する割合が極めて高くなったとしても、環境社会配慮ガイドラインを遵守するという観点から、JICA による詳細設計の開始について議論することは困難となる。

社会調査手法ならびに統計学的観点から、関係住民の母集団を代表する様々な意見が発言できるような場を、的確に設定できる能力を持った現地の社会科学者チームが、環境社会配慮のテクニカル・ガイダンスならびにモニタリングの業務の双方を合わせて担当できるように実施体制を組むことが望ましい。NGO やコンサルタントがこのようなチームに入ることは大切であるが、インドネシアの NGO に関しては、以前に現地を訪れ環境保護 NGO との懇談を予定していたところ、当時急遽内務省からこの懇談をキャンセルするように指示が出されたこともあった。しかしながら、社会配慮を充実させるためには、たとえばインドネシア大学の社会科学研究所など、大学の社会調査専門家チームの協力が得られるようにすることも重要である。

ちなみに、JICA 案件ではタイの灌漑計画において、業務再委託によりチェンマイ大学の社会科学者チーム（主任教授は英国で社会学の学位を取得し、このタイ北部地域の社会調査経験に優れていた人）がカウンターパート機関と一緒にあって、参加型農村社会調査手法を用いた環境社会配慮調査を実施したことがある。また、世界銀行の支援によるフィリピンのレイテ島地熱発電所プロジェクトでは、地元のビサヤ州立農業大学社会調査センター（所長以下、米国の大学で社会学 Ph.D を取得した 5 名のチーム）が、住民移転の分野で活躍した。本件に関しては環境アセスメント専門家養成研修の一貫としてこれまでに 3 度現地を訪問するとともに、調査チームの代表が講師として東京でのセミナーに参加し、環境社会配慮調査の課題等を議論してきた。このように現地の社会環境に関する知見を有する優れた人材を、開発調査事業の環境社会配慮支援分野に取り込む努力も必要である。

5. おわりに

プロジェクトの形成には、ステークホルダー協議が不可欠であり、多くの関係者が議論を尽くしながら、進めてゆくことが重要である。特に大規模開発計画における技術協力の基本は、適正技術を導入しながら、カウンターパート機関の意見のみではなく、ステークホルダー協議を踏まえて必要性や妥当性が検討され、かつ合意形成がなされるインフラ案件を計画・実施するための支援を行うことといえる。したがって、これまでに述べてきたように、プロジェクトの実施主体である先方政府が責任を持って環境社会配慮を実施してゆくように、根気よく環境社会配慮面の支援を続け、充実させてゆく努力が ODA 技術協力の根底で益々求められている。

1 国際協力銀行(JBIC: Japan Bank for International Cooperation) 日本輸出入銀行と海外経済協力基金(OECF)が統合して 1999 年 10 月 1 日に発足した政策金融機関である。

2 国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency) 政府開発援助(ODA)の技術協力事業の実施や無償資金協力促進業務を担当する機関で、1974 年に設立され、2003 年 10 月に独立行政法人化された。

3 広義にはプレ・フィージビリティ調査とフィージビリティに分けられるがその違いは対象範囲と精度にあり、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果について調べる。

4 環境社会配慮において重要な項目を抽出すること。

- 5 プロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定する。
- 6 JICAの開発調査における環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究会報告書 1.4 世銀の Sector EA, Regional EA ならびに計画アセスメントとの関係 (b) SEA の優良事例
- 7 APL(Adaptive Program Loan)と呼ばれるもので、次期貸付の実施条件として環境社会配慮報告書の作成を義務付けて、ローンを実行している。
- 8 開発途上国の社会経済発展に重要な公共の開発計画の策定を支援するために実施する調査である。
- 9 JICA が実施する開発調査事業や技術協力プロジェクトは、相手国からの要請に基づいて実施されるが、相手国から提出される要請書のみでは要請内容や実施計画の内容を詳細に把握できないために、準備段階で現地にて行う調査である。
- 10 各種開発計画の基本計画を策定するための調査で、通常は目標年次を定め全国または地域レベル、セクター別またはサブセクター別に実施されるものである。
- 11 既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境影響の予測と評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施する。
- 12 相手国政府に対して環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成などの協力を行う。
- 13 環境保全のために必要な措置、緩和策である。
- 14 ODAの一つとして、援助受入国政府に返済義務を課さない資金贈与を行うことをいう。技術協力と同様に二国間贈与であり、技術協力プロジェクトと一緒に供与することも多く、開発途上国からの要請も増加している。
- 15 B/D (Basic Design Study)とも呼ばれており、一般プロジェクト無償資金協力に関して JICA が行う調査で、日本政府が援助の可否および内容を決定する際の基礎資料となる。基本設計、概算事業費、実施工程、経済的技術的妥当性、財政、運営維持体制について調査を行う。
- 16 計画されているプロジェクトが実施された場合に、影響を被る人々のことであり、Project Affected Persons :PAPs と呼ばれている。
- 17 事業の影響を受ける個人や団体（非正規居住者を含む）及び現地で活動している NGO などをいう。
- 18 国際協力銀行と連携し、円借款案件を対象とする JICA の詳細設計調査のことをいう。

参考文献

(日本語文献)

独立行政法人

国際協力機構（JICA）編[2004] 開発調査における環境社会配慮ガイドライン運用のための基礎研究報告書

独立行政法人

国際協力機構（JICA）編[2004] JICA 環境社会配慮ガイドライン

独立行政法人

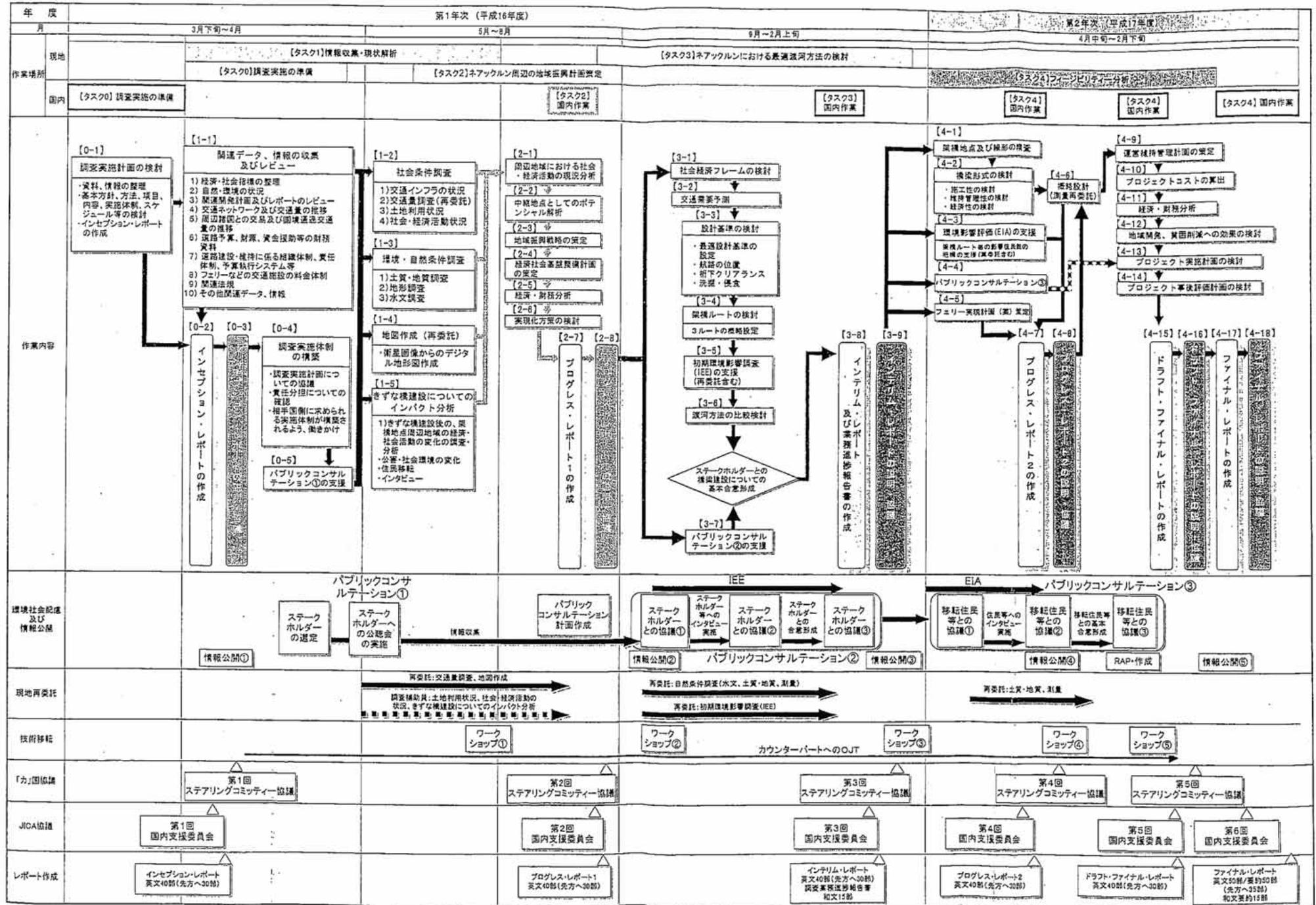
国際協力機構（JICA）編[2003] JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言

独立行政法人

国際協力機構（JICA）編[2001] JICA 第2次環境分野別援助研究会

-
- 国際開発ジャーナル社編[2004] 国際協力用語集 第3版
- 国際協力事業団(JICA)編[1999] 国別環境情報整備調査報告書(カンボディア国)
- 国際協力銀行(JBIC)編[2002] 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン
- (外国語文献)
- World Bank[2002] “Strategic Environmental Assessment”
- World Bank[1993] “Environmental Assessment Source book Update

参考) カンボジア メコン第2架橋建設計画調査 64



* RAP: Resettlement Action Plan

図2.2.1 作業フローチャート